平成２９年（フ）第４号
宮城県大崎市古川小泉字下沢目30番地４
債務者　和泉　明美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７号
宮城県大崎市岩出山上野目字上川原53番地45
債務者　大場　徳子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県宝塚市中野町19番23号
債務者　上田　恵美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
沖縄県那覇市識名１丁目11番32号
債務者　喜瀬　真美（旧姓照喜納）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６２５号
名古屋市中川区中郷２丁目125番地　コーポ北出101号、従前の住所名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘26棟211号
債務者　塚田　良一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３０号
名古屋市中区大須２丁目11番34号　ウェステリア西大須505号
債務者　中根　圭佑
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
愛知県あま市甚目寺流87番地　ニューエステートＢ101号
債務者　村上　文剛
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３号
沖縄県浦添市伊祖２丁目11番１―106号　安里アパート
債務者　嘉陽田美津子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３６号
松江市八雲町日吉290番地28、前住所松江市上乃木８丁目３番28号
債務者　足立　亜未
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４４号
青森市安方２丁目15番４号　フラワー青森305号
債務者　高谷　　俊
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
青森市長島４丁目５番４号　メゾンナガシマ103号
債務者　濱村　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
愛知県愛西市江西町宮東25番地10
債務者　谷上　真未
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
北海道根室市明治町２丁目15番地ギョレンうずしお荘103
債務者　佐々木恭平
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第３号
山形県鶴岡市稲生１丁目23番26号
債務者　阿部　千寛
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２５４号
茨城県土浦市乙戸785番地３
債務者　棒田　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８５号
埼玉県川口市赤井１丁目16番７号　メゾンＫ・Ｉ　101号
債務者　笠原　幸子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０５号
埼玉県蕨市中央５丁目11番１号　中央平和ビル４－Ｂ
債務者　川平　吉明
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係